

雄物川水系河川整備学識者懇談会

河川整備計画(変更素案)に対する 意見聴取結果について

平成29年1月27日
国土交通省 東北地方整備局

河川整備計画【変更素案】

第10回雄物川水系河川整備学識者懇談会
H28. 8. 1

意見

河川整備計画【変更原案】

意見

第11回雄物川水系河川整備学識者懇談会
H29. 1. 27

■パブリックコメント(平成28年10月3日~11月4日)

- 意見募集の周知
(インターネット、市町村広報誌等)
- 変更素案の閲覧
(インターネット、市町村役場等54施設)
- 住民からの意見募集
(郵送、閲覧場所での投函、ホームページへの書き込み等)
- 意見を聴く場の開催
流域内6会場(秋田会場、大仙会場、横手会場、湯沢会場、
羽後会場、東成瀬会場)

意見聴取等の実施結果

● 郵送、ホームページでの書き込み等による意見募集

(平成28年10月3日～11月4日)

	提出者数	意見数
郵送	1人	2件
投函	1人	1件
HP書込	0人	0件
FAX	0人	0件
合計	2人	3件

● 集計した意見の分類毎の整理

意見分類	意見総数
1. 河川整備の実施	0
2. ダム建設	0
3. 利水	0
4. 環境	0
5. 維持管理	1
6. 危機管理体制の整備・強化	2
7. 河川整備計画全般	0
8. その他	0
	3

● 意見を聴く場の開催

(平成28年10月13日～10月21日)

・意見を聴く場において河川整備計画(変更素案)の説明を実施。

開催場所	意見発表者	傍聴者人数
【東成瀬会場】東成瀬村山村開発センター 平成28年10月13日(木)19:00～	応募者なし	0人
【湯沢会場】湯沢市役所 平成28年10月14日(金)19:00～		0人
【秋田会場】秋田市雄和市民サービスセンター 平成28年10月17日(月)19:00～		1人
【羽後会場】羽後町活性化センター 平成28年10月18日(火)19:00～		0人
【横手会場】雄物川コミュニティセンター 平成28年10月19日(水)19:00～		0人
【大仙会場】大仙市大曲交流センター 平成28年10月21日(木)19:00～		4人
合計		5人

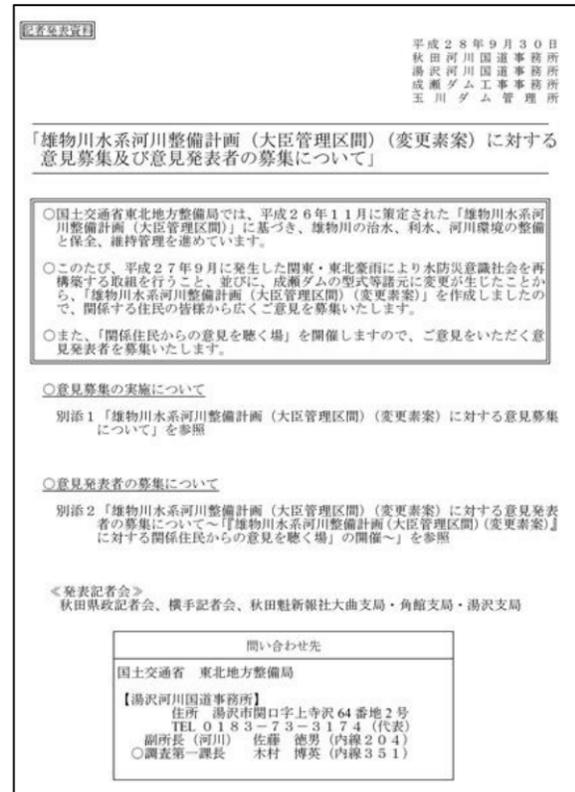


開催状況:大仙会場(H28.10.21)

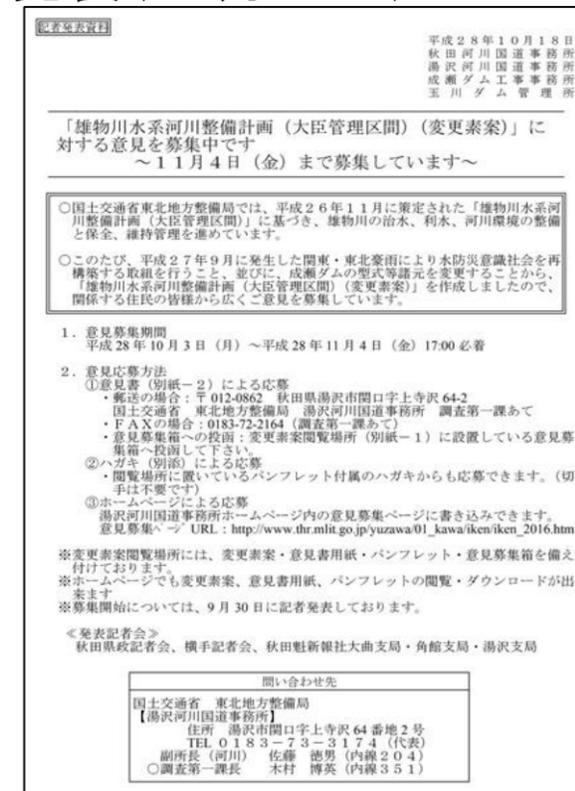
記者発表(投げ込み)

ホームページへの掲載

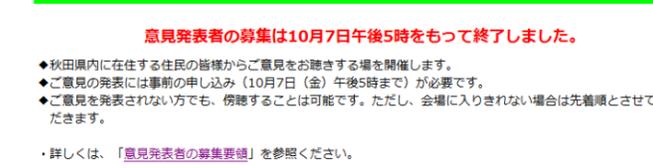
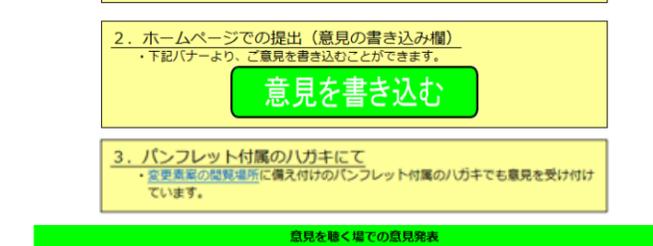
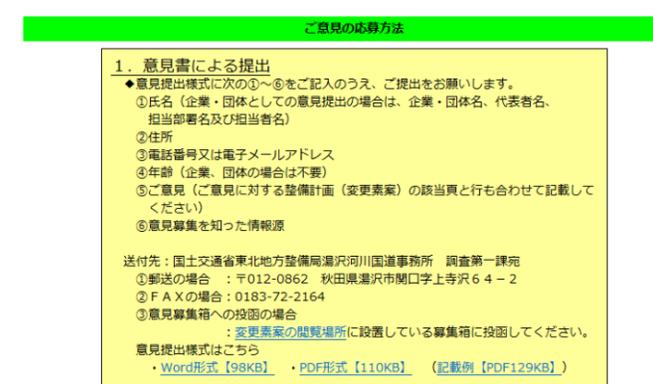
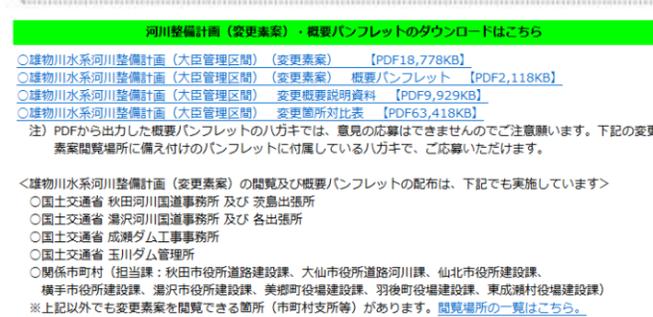
●パブリックコメント開始記者発表(9月30日)



●パブリックコメント実施中(再周知) 記者発表(10月18日)



●湯沢河川国道事務所 インターネットによる意見募集



日 時	開催場所(開催地域)
10/13(木) 19:00～21:00	東成瀬村山村開発センター(東成瀬村)
10/14(金) 19:00～21:00	湯沢市役所(湯沢市)
10/17(月) 19:00～21:00	秋田市雄和市民サービスセンター(秋田市)
10/18(火) 19:00～21:00	羽後町活性化センター(羽後町)
10/19(水) 19:00～21:00	雄物川コミュニティセンター(横手市)
10/21(金) 19:00～21:00	大仙市大曲交流センター(大仙市)

●各事務所・管理所 ホームページへのバナー貼付

・秋田河川国道事務所



・玉川ダム管理所



・成瀬ダム工事事務所



市町村広報誌掲載

素案(閲覧用)、パンフレット(配布用)設置状況

●5市2町1村の広報誌に掲載(秋田市・大仙市・仙北市・横手市・湯沢市・美郷町・羽後町・東成瀬村)

大仙市「平成28年10月号」

秋田市「平成28年10月号」

■「雄物川水系河川整備計画(変更素案)」への意見を募集

素案などは、秋田河川国道事務所、同茨島出張所、市道路建設課(市役所4階)、雄和市民SC、湯沢河川国道事務所ホームページでご覧いただけます。
意見の提出▶パンフレットに添付のはがき、または下記ホームページの意見書き込み欄で11月4日(金)まで
問▶湯沢河川国道事務所調査第一課
☎0183(73)5544
<http://www.thr.mlit.go.jp/yuzawa/>

横手市「平成28年10月号」

募集 雄物川の川づくりに関する意見を募集

国土交通省では、「雄物川水系河川整備計画(変更素案)」に対するご意見を募集しています。計画の変更素案やパンフレットは、湯沢河川国道事務所、同十文字出張所、横手市役所および各地域局、または湯沢河川国道事務所ホームページでご覧いただけます。
●募集期限/11月4日(金)※意見の提出パンフレット付属のはがき、または下記ホームページの意見募集書き込み欄からお願いします
◎「意見を聴く場」を開催します
●日時/10月19日(水)午後7時～9時 ●会場/雄物川コミュニティセンター ●その他/ご意見の発表には、10月7日(金)午後5時まで申し込みが必要です
【問合せ】湯沢河川国道事務所☎0183-73-5544
URL(<http://www.thr.mlit.go.jp/yuzawa/>)

雄物川の川づくりに関する意見を募集

国土交通省では、「雄物川水系河川整備計画(変更素案)」に対するご意見を募集しています。計画の変更素案やパンフレットは、湯沢河川国道事務所、同十文字出張所、羽後町役場、または湯沢河川国道事務所ホームページ(<http://www.thr.mlit.go.jp/yuzawa/>)をご覧ください。

▼意見の提出/パンフレット付属のはがき、又は下記ホームページの意見募集書き込み欄で、11月4日(金)まで募集しています。

※「意見を聴く場」を開催します。ご意見の発表には事前申込(10月7日(金)午後5時まで)が必要です。詳しくは下記ホームページをご覧ください。

▼開催日/10月18日(火) 午後7時～9時

▼会場/活性化センター
▼問い合わせ/湯沢河川国道事務所調査第一課(☎0183-73-5544)

<ハガキによる意見募集(54施設へ設置)>

<素案閲覧・パンフレット配布状況>



湯沢市役所



羽後町役場

◆意見分類：危機管理体制の整備・強化

○ここ数年、頻繁におきる豪雨・洪水によって、川岸が激流により削られてきているのが目測でも分かる程です。現在はその状態が定着して、どんどん寄ってきてる感じがします。豪雨のたびに夜は心配で眠れない時もあります。

<対応方針>

河岸の状況については、平常時の河川巡視及び洪水時の巡視により状況把握を行い、河川管理施設の損傷等が確認された場合は随時補修を実施し、河岸洗掘等については、堤防等の河川管理施設に影響する重大な事象が生じた場合は対策を講じます。

<整備計画【変更原案】における記載内容>

5.河川整備の実施に関する事項 / 5.2.1(1).1)河川の巡視、点検【変更原案 128頁】

洪水時において堤防等の河川管理施設がその機能を発揮するためには、その状態を常に把握する必要があります。また、治水に関する施設に限らず、土地や河川水の利用状況、許可工作物の状況等、河川管理区域の適正な利用状況について、日常から監視する必要があります。

今後も、これまでと同様に、河川管理施設等の異常や不法行為等を発見、監視するため、河川巡視や必要な点検を実施します。

5.河川整備の実施に関する事項 / 5.2.1(2).3)護岸の維持管理【変更原案 133頁】

低水・高水護岸の損傷を放置した場合、洪水時に護岸が流出し、堤防の漏水や侵食に発展する等、堤防の安全性が損なわれる恐れがあります。このため、災害発生を未然に防止するため、早期に護岸の損傷を発見し、調査や評価を行い、機動的かつ効率的に補修を実施します。

また、河床の局所的な洗掘により護岸の機能が損なわれないよう適切な対策を実施します。

整備計画【変更素案】に対する意見と整備計画(変更原案)における考え方

◆意見分類：危機管理体制の整備・強化

○3～4年前の豪雨では水位観測用の鉄塔が1本流されてしまいました。全国でも川の氾濫で家の被害を見るたびに今住んでる所も安全ではないと思います。最近では、**自分で避難場所を確認したり、避難するタイミングをどうしたらいいのか、どこに聞いたらいいいのか、考えている所でありました。**

<対応方針>

雄物川では水防法の改正を踏まえ、これまでの洪水浸水想定区域を見直し、想定し得る最大規模の洪水に対する洪水浸水想定区域図を作成、平成28年6月10日に公表しました。これらの災害リスクを基に各自治体で作成する(または今後作成される)ハザードマップ等により、避難場所や浸水範囲等を確認することができます。また、各自治体から避難勧告等防災情報が発令されるので、防災無線や防災ラジオ、防災メールなど、自治体の発信する情報に十分注意し、遅れることなく避難できるよう日頃からの準備をお願いします。

なお、ご意見を踏まえて、整備計画本文(149頁)に雄物川に関する防災情報の入手先(主なもの)を追加しました。

<整備計画【変更原案】における記載内容>

5.河川整備の実施に関する事項 / 5.2.3(2).2)住民等の主体的な避難の促進【変更原案 148頁】

洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、氾濫による被害の軽減を図るため、想定される最大規模の洪水等が発生した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、想定最大規模の洪水により、家屋が倒壊・流出するおそれがある区域(家屋倒壊等氾濫想定区域)をあわせて公表しました。今後も多様な主体が水害リスクに関する情報を多様な方法で提供することが可能となるよう、洪水浸水想定区域に関するデータ等のオープン化を図ります。

なお、スマートフォン等を活用した洪水予報等をプッシュ型で直接住民に情報提供するためのシステムについて、双方向性と情報の充実も考慮して整備に努めるとともに、従来から用いられてきた水位標識、半鐘、サイレン等の地域特性に応じた情報伝達手段についても、関係する地方公共団体と連携・協議して有効に活用します。

さらに、国管理区間からの氾濫が及ぶすべての自治体で、洪水ハザードマップが逐次更新されるよう、支援していきます。6

◆意見分類： 維持管理

○河川巡視については、地域住民に協力してもらい、回数をできるだけ多くした方がよいのではないかと。

【変更原案63頁 4～6行目】に対するご意見

<対応方針>

直轄管理区間において、河川巡視は週2回実施しており、その他河川情報カメラにより河川の保全に努めているほか、河川に関する活動を行うNPO団体(河川協力団体)は河川のクリーンアップを行うなど河川の美化活動に協力していただき、河川管理の充実を図っているところです。

不法占用や不法行為の重点監視が必要な箇所については、注意看板の設置や地域住民と協力し、不法占用や不法行為の防止に努めていきます。

<整備計画【変更原案】における記載内容>

5.河川整備の実施に関する事項 / 5.2.1(4).2) 不法占用、不法行為の防止【変更原案140頁】

河川区域内の不法占用や不法行為は、河川利用を妨げるだけでなく、水防活動や洪水流下の支障となる恐れがあります。

このため、定期的な河川巡視や、必要に応じて臨時に現場確認するとともに、河川情報カメラによる不法行為監視体制を強化し、監視により発見した悪質な不法行為については、関係機関へ通報する等、必要に応じた対策を講じます。

また、雄物川における不法占用や不法行為の状況や、不法占用や不法行為がもたらす河川景観、環境への影響等を掲載した「ゴミマップ」等の作成・公表、河川情報カメラ画像の公開等、不法占用や不法行為防止に関する情報提供を行うことで、不法占用や不法行為に対するモラルの向上に努めます。

さらに、関係機関や地域住民と連携して不法占用や不法行為の周知や是正を行うとともに、注意看板の設置等、適切な対策を講じます。